

日本労働年鑑 第26集 1954年版  
The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第一編 サンフランシスコ条約の発効と行政協定の締結

第一章 行政協定の締結

「日本国との平和条約」とともに昨年調印された「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」はその第三条で「アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する」と定めた。平和条約はポツダム宣言に違反するがゆえに無効であるとする見解はしばらくおいて、平和条約が日本に独立をもたらすとするアメリカおよび日本政府の立場からすれば、アメリカ軍隊の日本駐屯につき一応の法的形式をとる必要があった。安全保障条約第一条はそのためにこそおかれたのであるが、駐屯の条件を決定する行政協定は、両条約の効力発生の日までには発効するよう締結されなければならなかった。

かくして行政協定締結の正式交渉は一月末東京で開始された。すなわち、一月二三日ホワイト・ハウスはディーン・ラスク氏を大統領特使として行政協定の交渉・締結にあたらせることを発表、同氏は一月二六日東京に到着した。以後約一ヵ月、日本側岡崎国務相との間に交渉をつづけ、二月二八日に調印、その第二七条の規定により両条約と同じ四月二八日に効力を発生した。この日以後、協定実施のための日米合同委員会は、従来の最高司令官にかわって、日本に対する大きな力を発揮することになったのである。

行政協定については、それが日本国民にとってほとんど死活の問題であるにもかかわらず国会の承認をへなかったこと、内容についても国家主権・憲法とくに戦力放棄、国民生活等々との関係が大きな問題となった。

第一三国会は「独立国会」といわれ、右のような問題が活発に討議されたが、他方この国会はのちにみるように、行政協定実施のために、刑事特別法その他の法律をつくりだし、さらに、中華民国との平和条約、インドとの平和条約、国際連合加盟等の承認というように、日本の政治的方向を急速にきめていったのであった。

行政協定の交渉経過

岡崎外務大臣が二月二八回参議院本会議で報告したところによると行政協定の交渉経過は次のようであった。

行政協定につきましては、かねてからラスク大使、ジョンソン陸軍次官補一行と交渉をして参りましたが、本朝、日米両国政府間に完全な意見の一致を見まして、相互協定の調印、附属文書の交換を了するを得ました。調印者は、アメリカ側はラスク大使及びジョンソン次官補でありまして、日本側は私でありました。

この行政協定は外国軍隊の国内における配備の条件を定めるものでありますから、両当事者間に最も友好的な相互信頼の関係がなければ（「飛んでもないこと」と叫ぶ者

あり)実効を挙げ得ない性質のものであります。従いまして、今回の交渉は互いに権利を主張し合うものではなくして、日米両国関係の将来を勘案し、互いに現状に即して最も適当と思われる協定の案を被露し、相互に相手方の意を了解するに努め、かようにして最も合理的と思われる協定案に落ち着くよう、日米双方において努力いたしました。その結果、両国政府にとって最も満足すべき協定を締結し得たとひそかに信じておる次第であります。

以下交渉の経過と協定の大綱について御説明をいたします。一月二八日ラスク大使と非公式に会議して交渉の進め方について打合せました結果、公式会談を開催するほか、一般的性質の事項については両者間で臨時非公式に会合することとし、「秘密会だよ」と叫ぶ者あり)又技術的事項については専門委員会を設けて双方の専門家の間で討議させることになりました。二九日第一回の公式会議を開きましたが、それ以来一回に亘り公式会談を開催いたしました。公式会談後、その都度、日米間に意見の一致を見た事項につきましては、その件名と内容の要約を発表して参りました。専門委員会は二〇回近く会合いたしました。ほかに起草委員会を設けて案文の整理に当らせた次第であります。

協定は前文と本文二九カ条から成っております。別に附属の交換公文が一つあります。更に正式の議事録があります。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ [日本労働年鑑 1954年版\(第26集\)](#)【目次】 次のページ → ■  
[日本労働年鑑【総合案内】](#)

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---